

許 可 証

住所 6128379 京都市伏見区南寝小屋町9 1 番地
業者コード 200081
事業所名 安田産業 (株)

代表者 代表取締役 安田奉春

令和6年05月21日 付申請のあった一般廃棄物処理業については、
次のとおり許可します。

令和6年05月29日

福知山市長 大橋 一夫



事業所の所在地及び名称	〒 6128379 京都市伏見区南寝小屋町9 1 番地 安田産業 (株) TEL 075-604-5353
取扱業の種類・種別	収集運搬 (積替保管除く。) 事業系一般廃棄物
営業の区域	惇明地区, 遷喬地区
許可の期間	自 令和6年07月01日 至 令和8年06月30日
許可の条件	裏面のとおり

福知山市一般廃棄物収集運搬業許可条件

(許可の付与条件)

- 1 業務の遂行にあたっては、安全を確保できる人員を配置してください。
- 2 許可を受けた者は、その業務を他人に委託し、若しくは代行させ、又は権利を譲渡しないください。
- 3 収集した廃棄物は、収集直後に収集した車輛で直接市の施設に搬入し（ただし、家電リサイクル品目及び事業系一般廃棄である草・剪定枝を除く。）、中継・積替え行為は行わないようにしてください。
- 4 運搬車輛には、必ず事業者名を掲載してください。
- 5 運搬車は常に点検整備し、良好で清潔な状態を保つように努めてください。
- 6 予備車・代替車については、あらかじめ使用届を提出してください。
- 7 廃棄物の収集運搬にあたっては、廃棄物が飛散・流出しないようにしてください。
 - 走行時には、箱車の場合にはシートを完全に掛け、機械車の場合はホッパードアを必ず閉め、ごみの飛散・落下を防止してください。
 - 万一、ごみが飛散・落下した場合は必ず収集し、放置しないでください。
 - 汚水を道路上、場内にこぼさないようにしてください。
- 8 その他業務の遂行にあたっては、市の指示に従ってください。

(許可の取消し)

- 9 収集運搬業の許可を受けた者が次の各号に該当するときは、法第7条の3第2号又は同条第3号のいずれかに該当するものとみなし、許可を取り消すことができるものとします。
 - (1) 一般廃棄物の収集及び運搬に著しい支障が生じると恐れがあると認められるとき
 - (2) 市の指示事項に反したとき

(事故時の措置)

- 10 運搬車又はその他関連施設について、事故が発生したときは、直ちにその応急の措置をとるとともに速やかに市にその状況を報告してください。

(その他)

- 11 提出された「一般廃棄物処理契約先名簿」に記載された事業所以外で排出された事業系廃棄物を市処理施設に搬入することはできません。